

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則
平成3年6月7日
規則第37号

改正 平成4年7月3日規則第51号 平成10年6月16日規則第38号
令和3年7月15日規則第61号

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則をここに公布する。

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成3年香川県条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(産業廃棄物処理施設)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる産業廃棄物の処理施設を除く産業廃棄物の処理施設とする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第2条第1号に規定する産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものを除く。)及び同条第3号に規定する産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものを除く。)の焼却施設

(2) 政令第2条第7号に規定する産業廃棄物の溶融施設であって、1日当たりの処理能力が5トン未満のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業者がその事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を自ら処理するために設置する産業廃棄物の処理施設のうち、当該産業廃棄物を生ずる工場又は事業場の敷地内に設置する産業廃棄物の処理施設であって、生活環境に著しい影響を生ずるおそれがないと知事が認めるもの

一部改正〔平成4年規則51号・10年38号・令和3年61号〕

(条例第2条第3号に規定する規則で定める軽微な変更)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の増大を伴わない変更

(2) 公害を防止するための設備の改善その他の生活環境の保全上の見地から支障がないと知事が認める変更

(代表者の選定等)

第4条 条例第5条第1項のあっせんの申請に係る紛争について共同の利益を有する当事者が多数である場合においては、当該当事者は、そのうちから1人又は数人の代表者を選定することができる。

2 前項の代表者を選定した当事者は、その選定を取り消し、又は変更することができる。

3 代表者が選定されたときは、当事者は、代表者を通じてあっせんに係る行為をしなければならない。

4 第1項の規定による代表者の選定並びに第2項の規定による代表者の取消し及び変更は、書面をもって証明しなければならない。

一部改正〔平成10年規則38号〕

(あっせんの申請等)

第5条 条例第5条第1項のあっせんの申請は、あっせん申請書(別記様式)により行わなければならない。

2 前項のあっせん申請書には、前条第1項の規定により代表者を選定した場合においては、同条第4項の書面を添付しなければならない。

3 知事は、条例第5条第2項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、その旨を関係市町長及び当事者(代表者が選定されている場合にあっては、当該代表者)に通知するものとする。

一部改正〔平成10年規則38号〕

附 則

この規則は、条例の施行の日(平成3年6月10日)から施行する。

附 則(平成4年7月3日規則第51号)

この規則は、平成4年7月4日から施行する。

附 則(平成10年6月16日規則第38号)

この規則は、平成10年6月17日から施行する。

附 則(令和3年7月15日規則第61号)

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第3条中産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

別記様式

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

香川県知事

殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、住所及び
名称並びに代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第5条第1項の規定により、あっせんの申請をします。

産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
紛争の相手方の氏名又は名称及び住所	
あっせんの申請をする理由	
あっせんの申請前にした交渉等の経過の概要	
その他参考となる事項	

注 代表者により申請をする場合には、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第4条第4項に規定する書面を添付すること。
一部改正〔平成10年規則38号・令和3年61号〕